

トピックス  
2

## 日米貿易協定の発効と対策等

令和元（2019）年9月の日米首脳会談において、日米貿易協定の最終合意が確認され、令和2（2020）年1月1日に発効しました。本協定においては、米について関税の削減の対象から完全に除外するとともに、牛肉輸出に係る低関税枠を大きく拡大するなどの成果が得られました。

平成30（2018）年度に発効したTPP11、日EU・EPA<sup>1</sup>も合わせれば、世界経済の6割を占める自由で公正なルールに基づくマーケットが誕生したことになります。これは我が国の農業にとっても大きなチャンスです。この機を生かすため、我が国の農林水産業の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等、万全の対策を講じていくこととしています。

### （1）交渉の概要

日米貿易協定は、平成30（2018）年9月の日米首脳会談で発表された共同声明において、日米間での貿易協定の締結に向けた交渉開始について一致したことを受け、平成31（2019）年4月から交渉が始まりました。

約半年間にわたる交渉を行い、令和元（2019）年9月25日の日米首脳会談で最終合意を確認し、同年10月7日にワシントンにおいて日米間でこの協定の署名が行われました（[図表トピ2-1](#)）。

農林水産物の交渉に当たっては、我が国の農林水産業が今後とも国の基<sup>もと</sup>として発展し、将来にわたって、その重要な役割を果たしていくことができるよう、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許<sup>じょうきょ</sup>内容が最大限との考え方の下、粘り強く交渉を行った結果、日本側の関税について、米について関税の削減の対象から完全に除外するなどTPP<sup>2</sup>（環太平洋パートナーシップ）をはじめとする過去の経済連携協定の範囲内とすることができました。また、農産品の米国への輸出についても、牛肉輸出に係る低関税枠が拡大するなどの成果を獲得しました。

図表トピ2-1 日米貿易協定の構成

前文 協定した事実	本文 用語の定義、協定発効日等の基本的なルール等を規定	附属書Ⅰ 日本国の関税及び関税に関連する規定  用語の定義、日本側の関税撤廃・削減等の対象品目・条件等、原産地規則及び手続を規定	附属書Ⅱ アメリカ合衆国の関税及び関税に関連する規定  米国側の関税撤廃・削減等の対象品目・条件等、原産地規則及び手続を規定
--------------	--------------------------------	--	--

資料：外務省資料を基に農林水産省作成

<sup>1</sup> 用語の解説3（2）を参照

<sup>2</sup> Trans-Pacific Partnership の略

## (2) 合意内容

### ア 日本側関税に関する規定

米については、米粒（もみ・玄米・精米・<sup>さいまい</sup>碎米）のほか、調製品を含め、関税削減・撤廃等からの除外を確保しました。

脱脂粉乳・バター等、TPPでTPPワイドの関税割当枠<sup>1</sup>が設定された品目については、新たな米国枠を一切認めませんでした。

牛肉については、TPPと同内容の関税削減とし、令和2（2020）年度のセーフガードの発動基準数量を、平成30（2018）年度の米国からの輸入実績より低い水準としました。

これらのほか、TPPで関税削減・撤廃した木材・水産品全てを除外としました（[図表トピ2-2](#)）。

<sup>1</sup> 現在、TPP11 発効国全てが利用可能な関税割当枠

図表トピ2-2 主な品目の合意内容（米国からの輸入）

品目	合意内容
米	・米粒のほか、調製品を含め、全て除外（米国枠も設けない） <sup>*1</sup>
小麦	・TPPと同内容でマークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）を45%削減（現行の国家貿易制度、枠外税率（55円/kg）を維持） ・TPPと同内容の米国枠（2019年度12万トン <sup>*2</sup> →2024年度15万トン、主要3銘柄45%、その他の銘柄50%のマークアップ削減）を設定
大麦	・TPPと同内容でマークアップを45%削減（現行の国家貿易制度、枠外税率（39円/kg）を維持） ・新たな米国枠は設けない
牛肉	・TPPと同内容で9%まで関税削減し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保 ・セーフガード発動基準数量は、2020年度24.2万トン。以後、TPPの発動基準と同様に増加し、2033年度29.3万トン ・2023年度以降については、TPP11協定が修正されていれば、米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準に移行する方向で協議
豚肉	・TPPと同内容で、従価税部分について関税を撤廃、従量税部分について関税を50円/kgまで削減。差額関税制度と分岐点価格（524円/kg）を維持し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保 ・従量税部分のセーフガードは、米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準数量とし、2022年度9.0万トン、以後、TPPの発動基準数量と同様に増加し、2027年度15.0万トン
脱脂粉乳・バター	・新たな米国枠は設けない <sup>*3</sup>
ホエイ	・TPPと同内容で、脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイ（たんぱく質含有量25-45%、25%未満）についてセーフガード付きで長期の関税削減期間を確保した上で関税を撤廃
チーズ	・TPPと同内容 ・シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについて新たな米国枠は設けない
園芸関連品	・りんご（生果）、オレンジ（生果）、トマトピューレー・ペースト、トマトジュースはTPPと同内容 ・オレンジ（生果）（12～3月に輸入されるもの）のセーフガード発動基準数量は、TPPの95%の水準（2019年度35,150トン→2024年度44,650トン）に設定 ・トマトケチャップ、ぶどう、オレンジ・りんご果汁（一部除く）は、除外
砂糖・加糖調製品、でん粉、豆類、こんにゃく、茶	・砂糖・異性化糖混合糖、異性化糖、でん粉、小豆、いんげんは、TPPと同内容 ・粗糖・精製糖、こんにゃくいも、落花生の一部、茶の一部、ココア調製品等、チョコレート菓子は、除外（米国枠も設けない）
鶏卵、鶏肉、軽種馬、天然はちみつ	・鶏肉（冷凍）、鶏肉調製品（牛・豚の肉を含まないもの）、全卵又は卵黄、卵白、天然はちみつ、軽種馬は、TPPと同内容 ・鶏肉（生鮮、冷蔵）、鶏肉調製品（牛・豚の肉を含むもの）、殻付き卵は、除外
小麦の加工調製品等	・麦芽はTPPと同内容の米国枠を設定し、ベーカリー製品製造用小麦粉調製品、スパゲティ、マカロニ、ビスケット、クッキー、クラッカー等は、TPPと同内容 ・いった小麦・小麦粉、その他の小麦粉調製品は、除外
牛肉・豚肉の加工調製品等	・牛内臓（ハラミ等）、牛タン、豚肉調製品（ハム・ベーコン、ソーセージ等）は、TPPと同内容 ・生きた牛、豚（子豚、成豚の従量税部分）、牛肉30%未満の調製品、「塩蔵、乾燥、くん製牛肉及び牛肉粉」は、除外
乳製品の加工調製品等	・フローズンヨーグルト、乳糖、カゼイン、ミルクアルブミン等は、TPPと同内容 ・特定の用途・種類のホエイは、TPPと同数量の米国枠を設定 ・PEF（調製食用脂）、アイスクリーム・氷菓、全粉乳、バターミルクパウダー、加糖れん乳、無糖れん乳、無糖ココア調製品等は、除外（米国枠も設けない）
林産品（木材）・水産品	・除外 <sup>*4</sup>

資料：農林水産省作成

- 注：1）\*1 米の既存のWTO・SBS枠（国家貿易・最大10万実トン）について、透明性を確保するため、入札件数等入札結果を公表  
2）\*2 発効日（令和2（2020）年1月1日）から年度末までの月数に応じて算出  
3）\*3 脱脂粉乳について、既存のWTO枠（国家貿易・生乳換算13.7万トン）の枠内に、内数として、たんぱく質含有量（無脂乳固形分中）35%以上の規格基準の輸入枠750トン（生乳換算0.5万トン）を設定  
4）\*4 まつたけ（現行税率：3%）等の一部の特用林産物については即時撤廃等（TPP合意の範囲内）

## イ 米国側関税に関する規定

一方、米国側の関税については、牛肉については協定発効前の日本枠200 tと64,805 tの複数国枠を合わせた、1 kg当たり4.4セント（日本円で5円程度）の低関税の複数国枠65,005 tへのアクセスを確保し、我が国が利用できる低関税枠が拡大しました。また、我が国の輸出関心が高い42品目（醤油、ながいも、切り花、柿等）で関税削減・撤廃を獲得しました（図表トピ2-3）。

**図表トピ2-3 主な品目の合意内容（米国への輸出）**

品目	合意内容
牛肉の輸出	・現行の日本枠200トン（2019年は3月20日、2018年は4月10日に超過*）と64,805トンの複数国枠を合わせた、65,005トンの複数国枠へのアクセスを確保
その他日本からの輸出関心品目	・我が国の輸出関心が高い42品目（醤油、ながいも、切り花、柿等）の関税削減・撤廃を獲得

資料：農林水産省作成  
注：\*低関税枠200トンを超える数量は、枠外税率26.4%で輸出

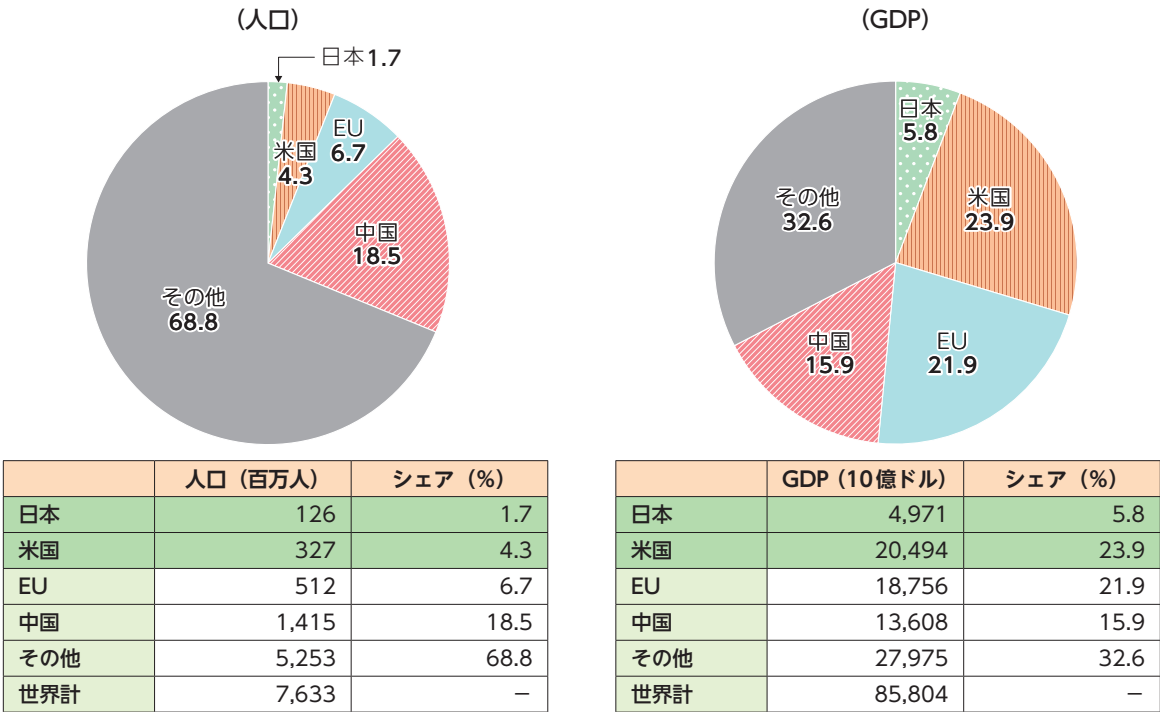
### （3）協定の発効

日米貿易協定が発効するためには国会の承認が必要です。このため政府は、令和元（2019）年10月15日に日米貿易協定の承認案を国会に提出しました。

承認案は11月19日に衆議院、12月4日に参議院で可決され、国会において承認されました。

日米貿易協定は、日米両国がそれぞれ国内法上の手続を完了した旨を相互に通告<sup>1</sup>し、令和2（2020）年1月1日に発効しました。この結果、4億5千万人の人口と世界全体の3割に相当する25兆5千億ドルのGDPを有する貿易圏が誕生しました（[図表トピ2-4](#)）。内閣官房が令和元（2019）年10月に公表した経済効果分析では、本協定により我が国の実質GDPが約0.8%（約4兆円）押し上げられ、その際労働供給が約0.4%（約28万人）増加すると試算されています。

**図表トピ2-4 世界の人口とGDPに占める我が国と米国の割合（平成30（2018）年）**



資料：外務省資料を基に農林水産省作成

<sup>1</sup> 日米貿易協定第9条において「この協定は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。」と規定されている。



## (4) 総合的な TPP 等関連政策大綱の改訂

### (「総合的な TPP 等関連政策大綱」の改訂と補正予算の確保)

TPP11、日EU・EPAに続く今回の日米貿易協定により、我が国は名実ともに新たな国際環境に入りました。これらの協定について、関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、協定発効後の経営安定に万全を期すため、経営安定・安定供給へ備えた措置を、引き続き講じていく必要があります。

一方、これらの協定によって、相手国の関税がほぼ全ての品目で撤廃されることから、我が国の農林水産物の輸出を拡大する好機でもあります。高品質な我が国の農林水産物を求める海外の需要に対応していくことが求められます。

このため政府は、国民に対する丁寧な説明や情報発信を行うとともに、「総合的な TPP 等関連政策大綱」を令和元（2019）年12月に改訂しました。改訂された大綱では、これまでの対策について、実績の検証を踏まえた所要の見直しを行いつつ、我が国の農林水産業の大半を中小・家族経営が占めることに留意し、規模の大小を問わず、意欲的な農林漁業者がその創意工夫を最大限発揮できるよう配慮することとしており、これに基づいて、国内生産の拡大に向けて、経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず我が国の農林水産業の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等、万全の対策を講じることとしています。

具体的には、強い農林水産業・農山漁村を構築していくための体質強化対策として、肉用牛・酪農経営の増頭・増産、産地生産基盤パワーアップ事業や畜産クラスター事業における要件見直し、スマート農業技術の実証品目の拡大と中山間地・被災地での導入支援、幅広い世代からの多様な担い手が新規就業・定着しやすい環境の整備等の措置が新たに盛り込まれました（[図表トピ2-5](#)）。次に、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）等の経営安定対策については、確実に再生産を可能とするため、引き続き着実に実施することとしています。また、交渉で獲得した成果を最大限活用できるよう、輸出のための司令塔組織の創設と併せて国内の輸出環境整備等を進めることとしています。さらに、知的財産の分野では、優良な植物新品種や和牛遺伝資源の保護を推進することで、農林水産物の輸出を促進することとしています。

農林水産分野の対策の財源については、TPP等が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することに鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保することとしています。令和元（2019）年度補正予算においては、改訂された大綱に基づき、我が国の農林水産業の体質強化対策を実施するため、総額3,250億円を確保しました。なお、これまでに、平成27（2015）年度補正予算において3,122億円、平成28（2016）年度補正予算において3,453億円、平成29（2017）年度補正予算において3,170億円、平成30（2018）年度補正予算において3,188億円を計上しています。

### (農林水産物の生産額への影響の試算結果の公表)

また、農林水産省では、令和元（2019）年12月に日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について試算結果を公表しました。試算においては、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策等の国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産

量が維持されると見込んでおり、農林水産物の生産減少額は約600億円から約1,100億円としています。また、日米貿易協定とTPP11を合わせた農林水産物の生産額への影響は約1,200億円から約2,000億円としています。

図表トピ2-5 総合的なTPP等関連政策大綱の概要

### 総合的なTPP等関連政策大綱の概要 (令和元年12月5日改訂)

#### 1 強い農林水産業の構築 (体質強化対策)

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
  - ・就職氷河期世代を含む幅広い世代の新規就業者の就農準備への支援や地域における受入体制の充実とともに、担い手の農業用機械・施設の導入を支援
  - ・農地の集積・集約化及び大区画化により担い手の生産コストの引下げを推進
  - ・中山間地域における所得の確保や生産性向上のため、基盤整備と生産・販売施設等の整備を総合的に支援
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
  - ・司令塔組織の創設による輸出環境の整備
  - ・グローバル産地づくり緊急対策、海外の需要拡大・商流構築に向けた取組、輸出拠点の整備
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
  - ・ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用したスマート農業を現場に導入・実証し、スマート農業の社会実装を加速化
  - ・農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援
  - ・海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
  - ・肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図るため、繁殖雌牛・乳用後継牛の増頭に向けた「増頭奨励金」の交付、公共牧場・試験場等での繁殖雌牛の導入や施設等の整備、和牛受精卵の増産・利用の促進、国産チーズの競争力強化等を支援
  - ・増頭・増産を支える環境整備を図るため、畜産クラスター事業の要件を見直すとともに、後継者不在の家族経営からの経営資源の継承、家畜排せつ物処理の円滑化と土づくりを支援
  - ・生産現場と結びついた流通改革を推進するため、家畜市場・食肉処理施設の再編整備を支援
  - ・畜産クラスター事業等による体質強化、自給飼料の増産、加工施設の再編合理化によるコスト縮減の取組等を支援
- 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化
  - ・加工施設の大規模化や高効率化、他品目への転換を支援するとともに、原木の安定供給・生産コストの低減を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入等を支援
  - ・非住宅分野等における木材製品の消費拡大や付加価値の高い林産物の輸出促進、新技術の実証等を支援
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
  - ・リース方式による漁船導入や産地施設の再編整備
  - ・海上ブロードバンド用機器及び生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入等を支援

#### 2 経営安定・安定供給のための備え (重要5品目関連)

- 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の経営安定・安定供給のための対策を継続
  - ・国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ
  - ・国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施
  - ・パスタ・菓子製造等の経営改善を特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく支援措置により促進
  - ・法制化し、補填率を上げた牛・豚マルキンの両交付金制度を、引き続き、適切に実施
  - ・経営の実情に即して肉用子牛保証基準価格を引き上げた肉用子牛生産者補給金制度を適切に実施
  - ・液状乳製品を追加し、補給金単価を一本化した加工原料乳生産者補給金制度を着実に実施
  - ・加糖調製品から調整金を徴収し、砂糖の競争力強化を図るとともに、着実に経営安定対策を実施

#### 3 知的財産権の保護の推進

- 地理的表示 (GI) 関係
  - ・地理的表示の登録を進めるとともに、海外において我が国農林水産物等の名称保護を図り、侵害行為に適切に対応
- 植物新品種・和牛遺伝資源保護関係
  - ・優良な植物新品種について海外における品種登録の促進
  - ・和牛遺伝資源について流通管理対策の実施及び知的財産的価値の保護を推進

資料：農林水産省作成